

『奈良女子大学同窓会佐保会』に関する申し合わせ事項

(名 称)

第1条 本会は奈良女子大学同窓会佐保会と称する。

(事務所)

第2条 本会の本部事務所を国立大学法人奈良女子大学内佐保会館に置く。

(支 部)

第3条 本会は、各都道府県に支部を置く。国外においては支部設置の申し出がある場合、総会（第8条第1項）の議を経てそれを認める。

(目 的)

第4条 本会は、一般社団法人佐保会の運営に協力すると共に、支部相互の連携と協力を図り、合わせて、会員の親睦と各地域社会の文化向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 一般社団法人佐保会の運営を支援する。
2. 各支部間の連携を密にし、相互の情報交換を積極的に行う。
3. 各支部においては、支部会員の親睦と相互扶助を図ると共に、地域に開かれた社会活動を行う。

(会 員)

第6条 一般社団法人佐保会の正会員によって構成される。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

1. 会長
会長は、一般社団法人佐保会の理事長が務める。
2. 本部役員
一般社団法人の監事・理事 及び会務委員で構成される。
本部役員は、会長を助け、同窓会活動の円滑化に努める。
3. 支部長
支部長は、支部会員によって選ばれ、一般社団法人の代議員を兼務する。

(会 議)

第 8 条 総会ならびに臨時本部役員会議を会長が招集し開催する。

1. 総会は、毎年一回、一般社団法人佐保会総会後 開催する。
2. 必要に応じて臨時本部役員会議を開催する。

(費 用)

第 9 条 一般社団法人佐保会の費用の一部を充てる。

(本会と一般社団法人佐保会との連携)

第 10 条 各支部は、次に示す事柄を通じて、一般社団法人の運営に協力する。

1. 各支部は、会員 100 名に 1 名の割合で、代議員を選出する。支部長は、代議員に欠員が生じたときは、直ちに補充し、本部に報告する。
2. 一般社団法人の理事を、京都・大阪・兵庫各支部から 2 名ずつ、奈良支部から 4 名、東京・愛知各支部から 1 名ずつ選出する。
3. 一般社団法人の監事 3 名を 滋賀・京都・奈良・大阪・兵庫各支部より選出する。任期は 2 年間とする。但し 平成 24 年度の監事は、滋賀・京都・奈良の各支部から 1 名ずつ選出する。
4. 支部長は、一般社団法人佐保会の会費を徴収して、会計年度（8 月 1 日～翌年 7 月 31 日）中に当該年度の会費を一般社団法人佐保会に納入する。

(支部会員の異動等の報告)

第 11 条 本部と支部間で支部長名及び当該支部会員の名簿を相互に共有する。

1. 支部長は、毎年 4 月に新入会員名簿を本部から受取る。支部長は当該年度の会員名簿及び一般社団法人佐保会の会費納入者氏名を本部に報告する。
2. 支部長は、会員の異動（住所変更、逝去等）が生じたとき、速やかに本部に連絡し、転出の場合は、転入先の支部長にもその旨連絡する。
3. 支部長は、途中入会希望者が生じたときは、速やかに会長に連絡し 所定の入会手続きを依頼する。

(申し合わせ事項の変更)

第 12 条 この申し合わせ事項は、本部役員会議において変更することができる。変更事項の結果は、直ちに各支部長に通知すると共に、佐保会報に掲載する。

(附 則)

この申し合わせ事項は、平成 24 年 8 月 1 日 奈良女子大学同窓会佐保会 の発足と同時に発効する。

以上